

島根県特定非営利活動法人支援融資要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第4条 【略】 (融資条件) 第5条 融資条件は、次のとおりとする。 (1)、(2) 【略】 (3) 融資利率 年 <u>1. 2 4</u> パーセントとする。ただし、国等のつなぎ資金は、年 1. 5 パーセントとする。 (4)、(5) 【略】 第6条～第12条 【略】 附 則 この要綱は、平成22年5月12日から施行する。 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。 この要綱は 令和 5年4月1日から施行する。 <u>この要綱は 令和 7年4月1日から施行する。</u>	第1条～第4条 【略】 (融資条件) 第5条 融資条件は、次のとおりとする。 (1)、(2) 【略】 (3) 融資利率 年 1. 5 8 パーセントとする。ただし、国等のつなぎ資金は、年 1. 5 パーセントとする。 (4)、(5) 【略】 第6条～第12条 【略】 附 則 この要綱は、平成22年5月12日から施行する。 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。 この要綱は 令和 5年4月1日から施行する。